

令和3年度

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

事業計画

1、活動基本方針

松川町社会福祉協議会では、すべての人が安心して暮らせる地域の実現を図るため、地域福祉推進の中核的組織として以下の方針を掲げ、関係機関・団体及び地域住民との協働により各種福祉事業の推進に積極的に取り組みます。

①地域共生社会の実現

地域の人々や地域の多様な主体の結びつきを深め、身近な支え合いや交流活動を盛んにし、地域共生社会の実現に努めます。

②地域住民や利用者の立場に立った質の高い支援サービスの提供

地域福祉の専門機関として、地域住民や利用者の立場に立った質の高い支援サービスの提供に努めます。

③相談・調整機能の充実

身近な総合相談窓口としての機能を充実するほか、早期問題解決に向けた関係機関との調整に努めます。

④事業推進の基盤づくり

効果的・効率的に事業運営を行うため、職員の人材育成、財源確保、運営改善に努めます。

2、部署別事業計画

事務局

I. 重点目標

- ①コロナ禍における住民の皆様の心にしっかりと寄り添い、問題・課題やニーズを的確に把握し、社会福祉協議会として取り組むべきことを判断し、スピード感を持って実行します。
- ②各種支援活動をとおり、孤独・孤立の防止と、不安の軽減に努めます。
- ③新型コロナウイルスへの感染防止対策を徹底するとともに、感染症発生時における業務継続のための準備を進めます。
- ④ICT（情報通信技術）を積極的に導入し、活用します。
- ⑤松川町社協の基本理念を役職員に浸透させ、基本理念を原動力、拠り所とした組織・事業運営を行います。
- ⑥職員やその家族の幸せを考え、実現させる経営を行います。これにより職員が、持っている力を最大限に発揮して地域福祉の推進に取り組み、組織として社会に貢献していくことを目指します。

II. 事項別活動計画

1、住民相談等への対応

（1）結婚相談の充実

- ①毎月1回、日曜日の午後3時から午後7時30分まで社会福祉センターに相談所を開設します。また、北部地区相談所「愛ねっと北部」と連携し、魅力的な婚活イベントを提案・協力し、広範囲の結婚活動を支援します。
- ②北部ブロック結婚相談員研修総会を、当番町村として開催します。

（2）各種資金の貸付・生活困窮者自立支援

- ①総合支援資金
県社協の業務を一部受託し、失業や減収により日常生活に困

難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付窓口業務を行い、その世帯の自立を支援します。

②福祉資金

県社協の業務を一部受託し、低所得者、障がいをもつ方又は高齢者に対し、資金の貸付窓口業務を行い、その世帯の自立を支援します。

③教育支援資金

県社協の業務を一部受託し、低所得者世帯を対象に、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な資金の貸付窓口業務を行い、その世帯の自立を支援します。

④不動産担保型生活資金

県社協の業務を一部受託し、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、資金の貸付窓口業務を行い、その世帯の自立を支援します。

⑤くらしの資金貸付

町社協の単独業務として、低所得世帯に対し、生活維持に必要な小口のつなぎ資金の貸し付けを行い、その世帯の自立を支援します。

⑥自立相談支援事業

生活就労支援センター（まいさぼ飯田）出張所として関係機関と連携を取りながら、生活や就労などの相談窓口業務を行います。

⑦長野県あんしん創造ねっと（県内社協が協働する公益事業）への参画

長野県あんしん創造ねっとへ参画し、長野県社協やまいさぼ飯田と連携を図りながら、「入居保証・生活支援事業」「身元保証・就労支援事業」「乳幼児支援品提供事業」「生活改善支援事業」に基づく支援を行います。

2、地域福祉活動の推進・支援

（1）福祉関係団体等への活動支援

- ①各組織の活動が自立して活発に行えるよう支援します。
・身体障がい者福祉協会 ・遺族会 ・手をつなぐ育成会

3、防災と災害復旧・復興支援

（1）マニュアルの整備・更新

- ①災害発生時に適切な判断やスムーズな行動がとれるよう、災害発生時及びそれに備えた平時の具体的な行動を定めた各種マニュアルや計画を整備・更新します。

（2）災害用備蓄の整備

- ①大規模災害に備え、食料、飲料水、その他生活必需物資の備蓄を行います。

（3）災害時における職員連絡体制と被災情報収集

- ①災害発生時、職員へのスムーズな連絡ができるよう、また職員間で職員や地域の被災状況が即座に把握できるよう、緊急連絡・安否確認システムを活用します。

（4）被災地支援と災害時相互応援に関連した取り組み

- ①長野県内社会福祉協議会災害時相互応援協定に基づき、被災地への職員派遣や物資等の提供を行います。
- ②行政や関係機関と協力し、大規模災害が発生した被災地への義援金や物資、人材等の支援活動を行います。

4、介護保険法による介護保険事業の運営

（1）サービスの評価

- ①介護サービス事業所のサービス満足度調査を把握し、住民に求められる良質なサービス提供について経営検討を行います。

- ②お客様への接遇に対して、第三者の評価も採り入れながら更なる向上に努めます。

5、社協組織の基盤強化

(1) 業務体制の合理化・効率化

- ①理事会を随時（年4回以上）開催し協議を行い、より開かれた事業運営に努めます。
②定時評議員会を6月に開催する他、3月及び随時開催します。
③監査会を四半期ごとに行います。

(2) 財源確保・使途の明確化

- ①介護報酬の各種加算の算定要件を満たす環境を整え、加算の算定による増収に努めます。
②部署ごとに経営データの蓄積と分析を行い、それを基にした経営会議を定期的に開催し、経営課題の把握と改善、経費節減に向けて全体で取り組みます。
③社協の役割と事業への理解を深めるため、運営費の使途の明確化と情報公開に努めます。
④会費や共同募金については、分かりやすい使途報告に努め、地区での説明会や会議等で協力を依頼します。集金方法については住民の皆様の意見を参考に研究します。

(3) 役職員の資質向上

- ①役職員の資質向上のため、積極的に研修等に参加します。
②職員の教育体系を整備します。
③松川町社協の基本理念を全職員に浸透させ、原動力・拠り所としながら、組織の強化を目指します。
④職員の地域活動、自己啓発活動、自主的な研究グループ活動等への参加を支援します。
⑤職員の資格取得を支援する制度を整備し、資格取得を推進します。
⑥役職員全員が社協内の事業を把握し、業務上有効な情報を職員間で共有するため、学習会や情報交換会を随時開催します。また、毎月理事による訓示を実施します。

(4) 働きやすい労働環境の整備

- ①地域住民に充実したサービスが提供できるよう、職員の心と身体の健康管理体勢を整えると共に、処遇や福利厚生、働き方改革について必要な整備改善を行います。

(5) 行政や事業者との連携強化

- ①行政や事業所と連携をとり、関連する会議やイベントに参加し情報交換を図ります。また、地域包括ケアシステムはもとより地域共生社会の実現に向けて行政との連携強化に努め、住民のニーズや長期的展望を捉えながら、社協が果たす役割や事業について研究します。
②福祉推進委員と連携をとり、自治会等の学習会に積極的に参加し情報交換を図ります。

(6) 苦情解決への取り組み

- ①第三者で組織される第三者委員会に事業の積極的な情報公開を行い、苦情はサービス向上のための財産として心ある対応に努めます。

(7) 交通事故の防止

- ①安全運転管理者が主体となり事故防止目標の作成やワンポイントアドバイスを行います。また、ドライブレコーダーによる評価・分析結果を基に安全運転指導を徹底し事故防止に努めます。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策

- ①新型コロナウイルス感染症対策会議を定期的に開催し、法人としての感染症対策方針を決定し職員に徹底します。感染拡大の重要な局面においては、その都度会議を開催し、迅速な対応に努めます。

- ②新型コロナウイルスに対応したBCPを、感染症対策会議の内容を踏まえながら随時更新します。
③法人としての感染症対策方針を、分かりやすく迅速に住民の皆様や関係者に周知し、協力が得られるように努めます。
④感染症対策用品や機器の整備・備蓄に努めます。

6、社協施設にふさわしい施設環境

(1) 施設環境

- ①住民が気軽に立ち寄れる社協の雰囲気作りを進めると共に、交流機能を持たせた施設整備・改善について研究を進めます。

地域ボランティアセンター

I. 重点目標

- ①災害発生時、災害ボランティアセンターの立ち上げと運営を効果的かつ効率的に行うため、仕組みの研究、各種マニュアルの整備やそれに対応した訓練、備蓄等の充実・強化を図ります。
②資金の貸付事業（くらしの資金・生活福祉資金）を通して、生活困窮者の適切な把握に努め、関係機関と連携し、早期支援につなげます。
③地域住民の結びつきを深め、いきいきとした生活にもつながる交流拠点の充実として、各地域で開催されているふれあい・いきいきサロンや居住地域に限定されず誰でも参加することができる“いちごサロン”の活動を、積極的に推進・支援します。

II. 事項別活動計画

1、住民相談等への対応

(1) くらしの相談の充実

- ①幅広い悩みごとに対応した「くらしの相談所」を毎月20日（20日が土・日曜日または祭日の場合はその前日）の午前9時から正午まで中央公民館えみりあに開設します。開設日以外にも随時受け付け、関係機関と連携し対応します。

(2) 金銭管理・生活困窮者自立支援

- ①【日常生活自立支援事業】認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分でないため日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理等がうまくできない方への支援を行います。（実施主体：長野県社会福祉協議会）
②【自立相談支援事業】生活就労支援センター「まいさぼ飯田」の出張相談所として関係機関と連携し、生活困窮者の相談窓口業務を行います。
③各種資金の貸付事業（生活福祉資金、くらしの資金）と連携し、要支援者を把握し各制度を活用した早期支援に関係機関と努めます。

2、地域福祉活動の推進・支援

(1) ふれあい・いきいきサロンの推進・支援

- ①サロンの講師や講義・講座内容の情報について、公民館等の協力を得ながら整理してまとめ、適切な紹介を行います。
②サロンが開催されていない地域においては、地域の実態と住民ニーズを把握し、これに基づいたサロン開催を推進します。
③サロンに協力していただける人材の把握と育成に取り組みます。
④【サロン情報交換会】サロン関係者を対象とした情報交換会を開催します。（年1回）
⑤サロン活動の立ち上げや運営相談を行います。
⑥活動に必要な道具やマイクロバスの貸し出しを行います。
⑦サロンの開催情報や活動結果の情報発信をします。

- ⑧サロン、保育園、子育て支援センター等と連携を図り、世代間の交流を促進します。
- ⑨男性が参加しやすい企画や集客方法について検討し、サロンへの男性参加者の拡大を図ります。
- ⑩【いちごサロン】まつかわ・すたいるプラザぶらっとを会場とし、シニア大学、ボランティア、地域のふれあいサロン、商店街等多様な主体と連携し住民主体で開催する“いちごサロン”の運営を支援します。
- ⑪【ふれあいサロン傷害補償】サロン活動中の事故やケガを補償する保険の加入窓口業務を行います。

(2) ボランティアコーディネートの充実

- ①ボランティアコーディネーターにより、ボランティアとボランティアを必要とする人とを結ぶコーディネートを行います。
- ②ボランティア活動の普及啓発や情報提供を推進します。
- ③ボランティア団体への相談、助言、活動の調整・支援を行います。
- ④個人でボランティア活動をしている方の実態把握に努め、活動調整・支援への研究を進めます。
- ⑤住民をはじめ、町内の高齢・障がい・児童福祉施設等からボランティアニーズを把握し、とりまとめたニーズ情報を継続的に発信し、ボランティアとのマッチングに努めます。
- ⑥ボランティア連絡協議会の活動がスムーズに行えるように、事務局として支援します。
- ⑦【まつかわワンダーランド】ボランティア同士の交流、新規ボランティアの開拓、ボランティアの重要性を再確認するためにボランティア連絡協議会が開催する「まつかわワンダーランド」を、事務局として支援します。
- ⑧ボランティア活動中に起こる様々な事故からボランティアの方々を補償するボランティア保険の、加入手続き業務を行います。
- ⑨傾聴ボランティアたんぼの会の活動を事務局として支援します。

(3) 福祉推進委員の充実・活動の周知

- ①【福祉推進委員会】福祉推進委員の役割と業務を明確にし、活発な活動を促すため、福祉推進委員会会議を開催します。

(4) 地域福祉への理解を広げる学習会等の開催・情報発信

- ①【福祉懇談会】福祉推進委員、民生児童委員、社協役員等を対象に、福祉懇談会を上片桐地区・大島地区・生田地区で開催します。(各地区：年1回)
- ②【福祉出前講座】福祉出前講座メニューを関係機関や町内の社会福祉法人等の協力を得て作成し(介護保険制度、介護技術、地域福祉の大切さ、認知症への理解、社協の役割等)、自治会や各種団体等に積極的に伺い、住民意識の向上につなげます。
- ③社会福祉法人や介護保険事業者等と協力して学習会を企画・開催し、団体や事業者の情報発信の場として活用します。

(5) バリアフリーのチェック・改善

- ①障がいを持つ方や高齢者、福祉を考える会からの意見や要望に応じてバリアフリーのチェックを行い、改善に向けた取り組みを行政と協働で進めます。

(6) 地域交流活動の促進

- ①【地域交流事業】地域住民へ交流の場を提供するとともに生きがいづくり、よりよい人間関係づくり、地域福祉に関心を持つきっかけづくりのため、地域交流事業を開催します。

(7) 福祉関係団体等への活動支援

- ①赤十字奉仕団・福祉を考える会の活動が自立して活発に行えるよう事務局として支援します。
- ②【ふれあい広場】第31回ふれあい広場の開催を、事務局として支援します。
《開催日：10月17日(日)》

- ③【福祉を考える集会】福祉を考える集会の開催を、事務局として支援します。
《福祉を考える集会：2月19日(土)》

(8) 認知症の方への理解と地域での見守り体制の構築

- ①地域包括支援センター、オレンジチーム(下伊那赤十字病院)、オレンジカフェと協働で地域に出向いての学習会を開催し、住民の認知症に対する知識・理解の向上を図ります。
- ②認知症の方が行方不明になった場合の早期発見につながる取り組み・捜索活動の方法を、地域包括支援センター、オレンジチーム(下伊那赤十字病院)、オレンジカフェと協働で検討し、実施につなげます。

(9) 子育て環境と地域の子育て支援の充実

- ①子育てに関わるボランティア、NPO、行政機関等のネットワークに積極的に参加し、課題解決に向けた具体的な取り組みを研究・実施します。
- ②【おとなのラジオ体操カード】夏休みのラジオ体操に大人も参加することで世代間交流と子どもたちの見守りにつなげるため、おとなのラジオ体操カードを全戸配布します。

(10) 支え愛の声がけ運動の推進

- ①ポスターの配布・掲示、新聞、ホームページ、SNS等を通じて広く周知し、運動を推進します。

3. 高齢者・障がい者・介護者等への支援

(1) 支援を必要とする人の把握と適切な対応

- ①民生児童委員、福祉推進委員、行政、福祉関連事業者、地域住民等と協力し、地域との交流が少ない要支援者の把握に努めます。
- ②生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターによる支援を必要とする方への訪問活動や相談活動により不安や問題を明らかにし、地域包括支援センターをはじめ様々な専門職やボランティア等と連携し解決を図ります。

(2) 一人暮らし高齢者等への支援

- ①行政との協働に基づき、関係機関と連携を取りながら、必要に応じて一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯、高齢者と未婚の子ども世帯等を定期的に訪問し、総合相談、各種福祉サービスの紹介、健康状態のチェック等を行います。
- ②一人暮らし高齢者や高齢者世帯の生活の中での困りごとを把握し、解決に向けて行政、住民、ボランティアと協働で取り組みます。
- ③【シングルの会料理教室】男性の一人暮らし高齢者または、自身で食事を作る必要がある高齢者世帯の男性を対象に、健康管理と交流を目的とした料理教室を隔月で開催します。
- ④【ボランティア横づな】ボランティア横づなを組織し、家庭ごみの排出や、生活範囲内の室内清掃・草取り等に問題を抱える介護保険認定者や障がい者を支援します。
- ⑤【ボランティアの日】毎月1回、日曜日を基本に、ボランティア横づなが活動する日として「ボランティアの日」を設定します。

(3) 介護者への支援

- ①【介護者教室】介護者同士の情報交換と交流、介護者のリフレッシュ、介護方法の基礎知識や技能を身につけていただくことを目的とした介護者教室を、社会福祉センターや町内の喫茶店等を会場に隔月で開催します。
- ②【在宅介護者リフレッシュ事業】要介護者を在宅で介護されている介護者のリフレッシュを目的として日帰りバス遠足を年1回開催します。

(4) 介護が必要な高齢者・身体障がい者の外出や交流の支援

- ① **【希望の旅事業】** 介護保険認定者と身体障がい者及びこれらの介護者に対し、日帰りでの外出機会を通じて交流やふれあいの場、心身のリフレッシュの機会を提供します。(年1回)
- ② **【レンゲツツジの会バスハイク】** 普段交流の少ない方に交流の場を提供するため、ボランティア団体「レンゲツツジの会」が開催する日帰りバス遠足を、事務局として支援します。(年1回)
- ③ 障がいを持つ方への理解促進を図るため、当事者団体等と連携しながら、広報・啓発活動や地域での学習会の開催、またイベントを通じた交流の推進等を図る。

(5) 地域支援事業任意事業

- ① **【配食サービス事業】** 支援が必要な高齢者世帯等を対象に、昼食の弁当配達と声がけ活動を行います。
- ② **【認知症カフェ補完事業やすらぎ支援事業】** 認知症カフェ利用者、軽度認知症を発症している方、一人ぐらしの会参加者等の家庭をやすらぎ支援員が訪問し、話し相手や見守りを行います。

4、車による移動手段の少ない方への支援

(1) 移動を伴う生活課題の把握と適切なサービスの紹介

- ① 生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーター等の訪問活動により、移動を伴う生活課題を把握するとともに、適切なサービスを紹介します。解決できない課題については新たなサービスの必要性について研究を行います。

5、福祉教育の推進

(1) 福祉推進校の指定・支援

- ① 学校教育における福祉活動を財政面で支援することを目的として、町内小・中・高の4校を福祉推進校に指定し、補助金を交付します。
- ② **【福祉推進校連絡会】** 各校の福祉活動の内容や課題等について、情報の共有と連携を図るため、連絡会を開催します。(年1回)

(2) 小・中・高校の福祉学習等への支援

- ① 地域福祉をテーマとした総合的な学習内容等の相談、体験先の社会福祉施設の紹介、機材の斡旋を行います。
- ② 町内の小中学校・高校に、福祉に関する学習や体験等のプログラムを適切に提供するため、体験メニューや講師となる人材データの情報整理、蓄積を進めます。
- ③ 長期休みを利用した小中高生・大学生の福祉施設体験や、ボランティア活動を、福祉施設や関係機関等の協力を得ながら企画・運営します。
- ④ 高校生や大学生等のボランティア活動の参加意欲を促進し、次世代の地域福祉の担い手育成を図るため、高校生や大学生向けのボランティアメニューを用意し、飯田下伊那地域の高校や短期大学を通じ、積極的な参加を呼びかけます。
- ⑤ **【ニコボラ】** 松川町教育委員会と連携し、ニコボラ(中学生ボランティア体験事業)の活動支援を行います。

(3) 保育園・子育て支援センターとの連携

- ① 保育園・子育て支援センターと連携を図りながら世代間交流の機会づくりに取り組みます。

(4) こども福祉教室“あいむ”の活動支援

- ① **【こども福祉教室“あいむ”】** 小中学生が体験を通じて、自分達の住んでいる町に目を向け、共に考え、生きる心を育むことを目的としたこども福祉教室“あいむ”のボランティア活動を事務局として支援します。

6、防災と災害復旧・復興支援

(1) 大規模災害に備えた講座の開催

- ① 大規模災害に備え、災害ボランティアに関係した講座を行政や関係機関と協働で企画・実施します。

(2) 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

- ① **【災害ボランティアセンター立ち上げ訓練】** 行政、関係機関、住民との協力により、総合防災マニュアルに沿った災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施します。(年1回)

(3) マニュアルの整備・更新

- ① 災害発生時の職員の動きや災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営方法等をまとめた総合防災マニュアルを更新します。

(4) 災害用備蓄の整備

- ① 大規模災害に備え、食料、飲料水、その他生活必需物資の備蓄を行います。
- ② 災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材、事務用品、印刷物、記入様式等の備蓄を行います。

(5) 災害時における要配慮者支援

- ① 災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方が滞在する福祉避難所の運営について、行政や町内福祉施設等と協働で研究・準備を進めます。
- ② 災害発生の際の恐れがある時、高齢者世帯や障がい者世帯等、自力での避難が困難な世帯に対する避難方法や安否確認の方法を行政と協働で研究し、実施につなげます。

(6) 被災地支援と災害時相互応援に関連した取り組み

- ① 友好姉妹都市である静岡県牧之原市社協・牧之原市災害ボランティアと顔の見える関係づくりに努め、有事の際の応援協力に備えます。(令和3年度は牧之原市社協・牧之原市災害ボランティアが松川町社協の災害ボランティアセンター立ち上げ訓練に参加)

(7) 自治会や災害支援を行うNPOやNGO等との連携強化

- ① 自治会でされている災害発生時及びそれに備えた対策についての把握に努め、社会福祉協議会が行う各種災害対策活動と連携を図ります。
- ② 被災地への職員派遣や、災害支援を行うNPOやNGOが主催するセミナー等への参加を通じ、災害支援を行うNPOやNGOとの関係づくりや連携強化を行います。

7、地域福祉情報の受発信

(1) 社協だより・ボランティアだよりの発行

- ① **【社協だより「ずーっといっしょ」】【ボランティアだより「ふれあいひろば」】**
社協やボランティアの情報を幅広く発信するため、社協だより「ずーっといっしょ」、ボランティアだより「ふれあいひろば」を発行します。(各誌：年6回奇数月発行)
- ② 広報誌等の発行物について、病院や商店等で、できるだけ多くの人が目にするのできる場所へ設置を進めます。

(2) ボランティアコーナー(掲示板)の設置

- ① 町内の主要箇所(学校や公民館、商工会等)にボランティアコーナー(掲示板)を設置します。

(3) チャンネル・ユー、インターネットの活用

- ① **【チャンネル・ユー「社協だより」】** チャンネル・ユーを利用して社協の理解や地域福祉向上のため「社協だより」を発信します。(毎月)
- ② ホームページを運用し、最新かつ正確な情報提供に努めます。
- ③ フェイスブック、ツイッターを運用し、地域福祉情報の拡散に努めます。

（４）ボランティア情報の収集・参加促進

- ①町内福祉施設や病院、商店街、サークル等、さまざまな関係者との情報交流に努め、町内のボランティア情報を収集・統括します。
- ②収集したボランティア情報を活用し、ボランティア活動への幅広い町民の参加を促進します。
- ③中高年が活躍できるボランティア活動の場を把握し、より広い情報提供に努めます。
また、中高年が活躍できる場づくりに取り組みます。
- ④商工会と連携し、企業等へボランティア活動の理解を広げ、具体的な活動へつなげます。

（５）イベントを通じた情報の受発信

- ①福祉を考える集会、ふれあい広場を通じて、地域福祉情報の受発信に努めます。

8、社協組織の基盤強化

（１）基本理念の浸透と基本理念に基づく事業運営

- ①松川町社協の基本理念を浸透させ、基本理念を原動力、拠り所とした事業運営を行います。

（２）第４次地域福祉活動計画の推進

- ①地域福祉活動計画の実現に向けて、計画の進捗状況を定期的に把握する会議（地域福祉活動計画評価・推進会議）を年１回開催し、各部署が取り組む事業の効果や効率を評価し、適切な対応を協議することで、改善を図ります。

ヘルパーステーション

I. 重点目標

- ①利用者の人格を尊重し思いに寄り添いながら、住み慣れた自分の家で自分らしく生活することが継続できるよう関係機関と連携し、サービス提供に努めます。
- ②質の高いサービスを提供するため、外部、内部の研修や学習会等に参加して職員個々の技術の向上、接遇の向上を目指します。
- ③一人暮らしの方の孤立を防ぐため、気楽に参加し交流できる一人ぐらしの会を開催し、必要としている情報等を把握し発信に努めます。

II. 事項別活動計画

1、高齢者・障がい者・介護者等への支援

（１）支援を必要とする人の把握と適切な対応

- ①介護ストレス等が引き金となって虐待が発生するケースを避け、早期の発見と適切な対応をするため関係機関等と協力し、職員への専門知識の習得を図ります。また、広報等を通じ相談窓口の存在を住民に間断なく報知します。
- ②関係機関と連携し、支援対象者の心身の状態や生活環境、ニーズに合わせた適切な対応に努めます。
- ③関係機関と連携した対応を取るような場合は、支援対象者のプライバシーに十分配慮します。

（２）一人ぐらし高齢者等への支援

- ①【**こんにちは訪問**】一人ぐらしの会や民生児童委員等から、安否確認が必要と思われる一人ぐらし高齢者や認知症の方を把握し、関係機関と相談の上、安否確認を行います。また、一人ぐらしでの不安を無くすための精神的支援にも努めます。
- ②一人ぐらし高齢者や高齢者世帯の生活の中での困りごとを把握し、解決に向けて行政、住民、ボランティアと協働で取り組みます。
- ③【**一人ぐらしの会**】ボランティアや他部署と協力して、一人ぐらし高齢者の交流機会である一人ぐらしの会を開催します。（大島、上片桐、生田の３地区：毎月１回程度）（三地区交流会：年１回、全体交流会：年１回）

（３）介護者等への支援

- ①在宅における介護のポイント、認知症や介護保険、介護者を支えるサービス、障がいに係る基礎知識等、介護者が必要とする情報を積極的に発信します。

（４）介護予防・日常生活支援総合事業

- ①【**訪問型サービス（独自）**】事業対象者、又は要支援の認定を受けた方のお宅に訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護、食事作り、洗濯、掃除、買い物等の生活援助を行います。
- ②【**訪問型サービスＡ**】事業対象者、又は要支援の認定を受けた方のお宅に訪問し、家事援助を行います。
- ③地域包括支援センターと連携を図り、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて適切な福祉サービス事業につなげます。

2、福祉教育の推進

（１）小・中・高校の福祉学習等への支援

- ①福祉体験学習の講師として対応できる職員の育成を図ります。
- ②社会福祉の専門職として活躍する人材の育成のため、大学・専門学校・短期大学等の実習受け入れを積極的に行います。職員の介護実習指導者の育成にも努めます。

3、防災と災害復旧・復興支援

（１）マニュアルの整備・更新

- ①災害発生時に適切な判断やスムーズな行動がとれるよう、災害発生時及びそれに備えた平時の具体的な行動を定めた各種マニュアルや計画を整備・更新します。

（２）災害時における要配慮者支援

- ①災害発生の際の恐れがある時、高齢者世帯や障がい者世帯等、自力での避難が困難な世帯に対する避難方法や安否確認の方法を行政と協働で研究し、実施につなげます。

（３）感染症に対するＢＣＰ計画・マニュアルの整備

- ①平時から感染症発生時における業務継続計画の整備、更新を行います。

4、介護保険法による介護保険事業の運営

（１）訪問介護

- ①利用者に対し、在宅での入浴・排せつ・食事介助等の身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助、相談、助言を行います。

（２）介護事故の防止

- ①介護事故が発生した場合は、マニュアルに沿った対策を行います。状況等を分析し、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知します。防止策を講じた際にはその効果について定期的に評価します。
- ②ヒヤリハットの収集・分析を行い、重大事故の発生を未然に防止します。
- ③事故防止検討委員会を開催し、再発防止策を検討し職員に周知徹底します。
- ④事故防止学習会を開催し、事故防止への職員の意識向上と知識・技術の習得に努めます。

（３）サービスの予約

- ①サービス提供票に沿った確実な利用ができるよう、利用者予約の二重チェックを行い、管理方法のチェック・改善は継続的に行います。

（４）セーフティーネットの役割と新たなサービス・ニーズ研究

- ①社協の介護保険事業所として、セーフティーネットの役割を果たすとともに、地域や社会状況の変化に即した特色あるサービスの研究・検討を行います。

（５）サービスの評価

- ①利用者主体のサービス内容になっているか、定期的に居宅サービス計画書や個別援助計画に基づき評価を行います。
- ②更なるサービスの質向上を図るため、介護保険事業を利用される利用者、またその家族にサービス満足度調査を行います。
- ③適切なサービスの提供に努めるため、支援内容が職員により異なることがないよう、サービス提供マニュアルの定期的な評価、改善を行います。
- ④接遇の自己評価、職員間での評価、第三者からの評価を実施し、職員の資質向上に努めます。

（６）地域の介護保険事業所等との連携

- ①サービスの質向上を図るため、事業者連絡会に出席し、町内外の介護保険事業所と連携を図り、情報交換と学習に努めます。

（７）制度の充実への取り組み

- ①介護保険制度では補完できない支援内容については、関係機関に伝えと共に、行政と連携し地域福祉を推進していきます。

５、障害者総合支援法による障害福祉サービスの運営

（１）居宅介護

- ①居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

（２）重度訪問介護

- ①重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

（３）障がい福祉関連サービスの学習と訪問家庭への情報提供

- ①障がい福祉サービスに関する法律や制度を職員間で学習し、情報提供に努めます。

６、育児支援

（１）産後ケア事業

- ①産後の支援が必要な母親を対象に、買い物、調理、掃除等の家事援助、相談助言を行います。

７、社協組織の基盤強化

（１）基本理念の浸透と基本理念に基づく事業運営

- ①松川町社協の基本理念を職員に浸透させ、基本理念を原動力、拠り所とした事業運営を行います。

（２）財源の確保・使途の明確化

- ①経営データの蓄積と分析を行い、それを基にした経営会議を定期的に開催し、経営課題の把握と改善、経費削減に向けて全体で取り組みます。

（３）行政や事業者との連携強化

- ①組織間の連携に際しては、個人情報の取り扱いに十分配慮して進めます。

８、社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境

（１）社協施設で使用する言葉の表記

- ①業務上用いる言葉や表記は、当事者の立場に立った適切に使用をします。

デイサービスセンター ひまわり荘

Ⅰ．重点目標

- ①通所することによって、楽しみや生きがいを持てるよう支援していきます。
- ②利用者様一人一人が、「笑顔になれる場所」となるよう努めます。

Ⅱ．事項別活動計画

１、高齢者・障害者・介護者等への支援

（１）支援を必要とする人の把握と適切な対応

- ①介護ストレスが引き金となって虐待が発生するケースを避け、早期の発見と適切な対応をするため関係機関等と協力し、職員への専門知識の習得を図ります。
- ②関係機関と連携し、感染症対策を取りながら、支援対象者の心身の状態や生活環境、ニーズに合わせた対応に努めます。
- ③支援対象者のプライバシーに配慮します。

（２）一人暮らし高齢者等への支援

- ①一人暮らし高齢者や高齢者世帯の生活の中での困りごとを把握し、解決に向けて、行政、住民、ボランティアと協働で取り組みます。

（３）介護者への支援

- ①在宅における介護のポイント、認知症や介護保険、介護者を支えるサービス、障がいに係る基礎知識等、介護者が必要とする情報を積極的に発信します。

（４）介護予防・日常生活支援総合事業

- ①お元気デイサービス〔通所型サービス（独自）〕
事業対象者、要支援１、要支援２の方にサービスの提供を行います。介護支援専門員の計画に沿った回数で利用していただきます。
- 【利用日】 月・火・（水）・木・金
【利用時間】 午前１０時から午後３時
【場 所】 社会福祉センター
- ②コミュニティ・カフェ（出張デイサービスを含む）〔一般介護予防事業〕
高齢者の活躍の場を提供し、様々なメニューの中から、取り組みたい内容の自己選択、自己決定を行い、楽しみながら介護予防やリハビリを行います。
- 【利用日】 月～金（祭日・年末年始を除く）定期コース・フリーコース
【利用時間】 午前９時から午後４時
【場 所】 上片桐公民館・上片桐改善センター・社会福祉センター他

（５）元気センター（仮称）への参画

- ①地域共生社会の拠点となるような施設建設と運用について早期実現に取り組みます。

２、福祉教育の推進

（１）小・中・高校の福祉学習等への支援

- ①小中学校や高校の福祉体験学習の講師として対応できる職員の育成を図ります。
- ②感染予防対策を取りながら、保育園・小・中学校生徒との交流や、中学校・高校の福祉体験学習等を積極的に受け入れます。

- ③社会福祉の専門職として活躍する人材の育成のため、大学・専門学校・短期大学等の実習受け入れを積極的に行います。職員の介護実習指導者の育成にも努めます。

3、防災と災害復旧・復興支援

(1) マニュアルの整備・更新

- ①感染症対策を踏まえながら災害発生時に適切な判断やスムーズな行動がとれるよう、災害発生時及び平時の具体的な行動を定めた防災マニュアルと BCP の整備、更新を行います。

(2) 防災・防犯訓練の実施

- ①非常時に落ち着いて適切な行動がとれるよう、感染症対策を踏まえた防災訓練（年2回）を実施します。

(3) 災害用備蓄の整備

- ①大規模災害に備え、食料、飲料水、その他生活必需物資の備蓄をします。

(4) 災害時における要配慮者支援

- ①災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方が滞りする福祉避難場所の運営について、行政や町内福祉施設等と協働で研究・準備を進めます。

4、介護保険法による介護保険事業の運営

(1) 通所介護

要介護者に対し、日帰りで入浴・食事・口腔衛生・機能訓練・レクリエーション等、利用者に適切なサービスを提供します。

- ①個別援助計画書（通所介護計画書）を作成しサービス内容の定期的評価、改善を行います。
- ②機能訓練対象者に個別機能訓練計画書を作成し身体機能の維持・評価・改善に努めます。
- ③利用者やその家族に対し、生活に関する相談や助言を行います。
- ④臨時利用や、時間延長利用を積極的に受け入れます。
- ⑤サービス満足度調査を行い、事業所評価をすると共に、職員の資質向上に努めます。

【営業日】 月曜日～土曜日（年末年始を除く）

【営業時間】 午前8時15分～午後5時15分（午前7時30分～、午後7時まで延長可能）

【場所】 社会福祉センターひまわり荘

(2) 介護事故の防止

- ①介護事故が発生した場合にはマニュアルに沿った対策を行います。事故分析を行い再発予防に努めます。
- ②ヒヤリハットの収集・分析を行い、重大事故の発生を未然に防止します。
- ③事故防止学習会を開催し、事故防止への職員の意識向上と知識、技術の習得に努めます。

(3) 地域の介護保険事業所等との連携

- ①サービスの質向上を図るため、事業者連絡会に出席し町内外の介護保険事業所と連携を図り、情報交換と学習に努めます。

5、社協組織の基盤強化

(1) 基本理念の浸透と基本理念に基づく組織・事業運営

- ①松川町社協の基本理念を役職員に浸透させ、基本理念を原動力、拠り所とした組織・事業運営を行います。

(2) 財源確保・使途の明確化

- ①処遇改善加算やサービスごとの加算を取りながら、増収に繋がるよう努めます。

- ②経営データの蓄積と分析を行い、それを基にした経営会議を定期的に開催します。経営課題の把握と改善、経費節減、感染症対策の継続を図りながらも安定した経営に向けて全体で取り組みます。

(3) 役職員の資質向上

- ①職員の意識統一と資質向上のため、月毎に事故防止・接遇・人としての在り方・心の持ち方等に関する目標を設定し、朝礼等で唱和します。

6、社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境

(1) 社協施設で使用する言葉の表記

- ①業務上・活動上用いる言葉や表記は、当事者の立場に立ち適切に使用します。

社協介護支援センター

I. 重点目標

介護保険に関する様々な相談に対して行政、サービス実施機関、医療機関、地域等と連携を図り、一人ひとりが自分らしい暮らしの実現にむけて生活が送れるように支援します。

II. 事項別活動計画

1、高齢者・障がい者・介護者等への支援

(1) 支援を必要とする人の把握と適切な対応

- ①職員が虐待等の専門知識を習得するために研修をつみ、早期の発見、適切な対応をするために関係機関等と協力します。
- ②関係機関等と連携し、個々の状態、ニーズに合わせた適切な対応に努めます。

(2) 一人暮らし高齢者等への支援

- ①生活の中での困りごとを把握し、解決に向けて行政、住民、ボランティアと協働で取り組みます。

(3) 介護者への支援

- ①介護者が緊急の理由で介護が出来なくなった場合、介護を必要とされる方に一時的な宿泊サービス（3日以内）を行います。（緊急一時預かり事業）
- ②在宅における介護のポイント、認知症や介護保険、介護者を支えるサービス、障がいに係る基礎知識等、介護者が必要とする情報を積極的に発信します。

(4) 福祉用具の貸与・紹介

- ①社協の所有する介護用ベッド・吸引器・車椅子等を安全に利用してもらえるように物品管理をし、貸し出しを行います。
- ②相談者の希望に応じて、専門業者への取次ぎを行います。

2、福祉教育の推進

(1) 小、中、高校の福祉学習等への支援

- ①福祉体験学習の講師として対応できる職員の育成を図ります。

3、防災と災害復旧・復興支援

(1) マニュアルの整備・更新

- ①災害発生時に適切な判断やスムーズな行動がとれるよう、災害発生時及びそれに備えた平時の具体的な行動を定めた各種マニュアルや計画を整備、更新します。

(2) 災害時における要配慮者支援

- ①災害発生時の恐れがあるとき、高齢者世帯や障がい者世帯等、自力での避難が困難な世帯に対する避難方法や安否確認の方法を行政と共同で研究し、実施につなげます。

(3) 感染症に対するBCP計画、マニュアルの整備

- ①平時から感染症発生時における業務継続計画の整備、更新を行います。

4、介護保険法による介護保険事業の運営

(1) 居宅介護支援

- ①介護保険の認定を受けている利用者とその家族の意向を確認して、自立支援に向けた居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成を行います。
- ②介護がスムーズに行えるように、サービス実施期間等との連絡調整を行います。
- ③地域ケア会議へ参加し事例の提供、検討を行い、関係機関や他職種との連携に努めます。
- ④定期的に部署内で会議を行い、情報を共有し支援内容を評価しながら、個々にあった適切な支援を行います。
- ⑤毎月、自己点検シートでの自己評価、職員間の評価を行い、適切な運営に努めます。
- ⑥他法人の居宅介護支援事業所と共同の事例検討会に参加し、資質向上に努めます。

(2) セーフティネットの役割と新たなサービス・ニーズ研究

- ①社協の介護保険事業所として、地域の情報を把握できるようなネットワークの構築に努めます。

(3) サービスの評価

- ①利用者主体のサービス内容になっているか、定期的に居宅サービス計画書（ケアプラン）や、個別援助計画に基づき評価を行います。
- ②サービス満足度調査を行い、職員の資質向上に取り組みます。
- ③適切なサービスの提供に努めるため、業務マニュアルの評価・改善を行います。

(4) 制度の充実への取り組み

- ①介護保険報酬改定の把握に努め、制度をより充実させるため、課題や問題点に対し改善要望を関係機関に伝えます。

5、社協組織の基盤強化

(1) 基本理念の浸透と基本理念に基づく組織・事業運営

- ①職員に基本理念の浸透とともに、意識の統一、資質向上のための目標設定、唱和の実践に努めます。

(2) 財源の確保・使途の明確化

- ①特定事業所加算算定の継続や各種加算の取得を図り、増収に努めます。
- ②経営データの蓄積と分析を行い、それを基にした経営会議を定期的に開催し、経営課題の把握と改善、経費節減に向けて全体で取り組みます。

(3) 役職員の資質向上

- ①職員の意識統一と資質向上のため、月毎に事故防止、接遇、人としての在り方、心の持ち方等を設定し、朝礼等で唱和します。

(4) 行政や事業者との連携強化

- ①行政や事業所と連携をとり、関連する会議やイベントに参加し情報交換を図ります。
- ②個人情報の取扱いに十分配慮して進めます。

6、社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境

(1) 社協施設で使用する言葉の表記

- ①業務上・活動上用いる言葉や表記は、当事者の立場に立ち適切に使用します。

特別養護老人ホーム 松川荘

I. 重点目標

- ①利用者様お一人おひとり、ご家族お一人おひとりの心に寄り添い、喜びや感動、悲しみや苦しみなど様々な思いを共有しながら、全てのサービスを提供します。
- ②より質の高いサービスの提供と組織基盤強化のため、職員教育や人材育成の方法を見直し、より効果的・効率的な仕組みを構築します。
- ③入所されている利用者様をはじめ、来荘される全ての方が満足していただけるよう、職員の更なる接遇の改善・向上に取り組めます。
- ④感染症の発生と蔓延防止のため、引き続き徹底した感染症対策を講じます。
- ⑤ボランティアの積極的な受け入れや、地域ボランティアセンターで行っている一人暮らし高齢者への配食サービス事業の協力等強化します。
- ⑥経営状況について職員へ周知し、利用率の確保と経費削減に努めます。

II. 事項別活動計画

1、介護保険法による介護保険事業の運営

(1) 介護福祉施設サービス

- ①入所する要介護者に対し、その方の望む生活と自立支援を基本に作成した施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助、機能訓練、音楽療法、健康管理及び療養上の援助を行います。（利用定員50名）

(2) 短期入所生活介護

- ①①要介護、又は要支援認定者のご家族が一時的に介護ができなくなった場合に、専門の知識・技術を備えた施設の職員が、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上のお世話や生活リハビリを行います。（利用定員8名）

2、事故防止・感染防止

(1) 介護事故の防止

- ①ヒヤリハットの収集・分析を随時行い、重大事故の発生を未然に防止します。
- ②事故防止検討委員会を毎月1回開催し、再発防止策を検討し職員に周知徹底します。
- ③事故防止学習会を年2回開催し、事故防止への職員の意識向上と知識・技術の習得に努めます。

(2) 感染症予防の取り組み

- ①感染症対策委員会を年4回開催（感染症発生時は随時開催）し、マニュアルの確認と職員への周知徹底を図り、感染症予防に努めます。
- ②感染症の発症時はマニュアルに沿い、最小限の罹患者に留めるよう統一した対応に努めます。
- ③感染症学習会を年2回開催し、感染症への職員の意識向上と知識・技術の習得に努めます。

3、利用者様へのサービス向上

(1) 生活単位を小さくしたグループケア

- ①心身の状態と介護保険のサービス種類（介護福祉施設サービス、短期入所生活介護）によって生活空間や日課を3つにグループ化。家庭的な雰囲気の中、グループごとに配置された顔なじみの職員が、きめ細かなケアを提供します。
- ②サービス担当者会議を定期的に開催し、利用者様・ご家族が望む生活を職員間で確認・共有し、実現に努めます。

- ③利用者様個々の希望に応じて、外注食や外食を実施します。
- ④個別の排せつケア（個々の利用者様にあった排せつ方法や、介助方法、排せつ用品の使用）により、清潔で快適な生活と、身体機能の維持向上に努めます。

（２）行事・娯楽の充実

- ①生活に潤いと変化をもたせ、喜びと生きがいにつながるよう、季節に合わせた行事を毎月企画・実施します。
- ②毎日の生活の中でのレクリエーションを充実し、楽しみをとおして心身機能の維持向上を図ります。
- ③料理、おやつ作りをとおして利用者様・職員で楽しく交流を図る機会を作ります。

（３）終末への取り組み

- ①看取りマニュアルに沿い、利用者様の意思及び人格とご家族の意思を尊重し、人権擁護に努めながら、利用者様が安らかな最期を迎えることができるように、利用者様及びご家族の身体的・精神的支援に努めます。
- ②終末対応は、医師から直接ご家族が説明を受ける機会を設けるとともに、利用者様の状態が変化した場合は、ご家族、医師、職員間の連携を密にし、最善の対応に努めます。

（４）地域に開かれた施設への取り組み

- ①ボランティアの受け入れや、保育園・小・中・高校との交流を積極的に行い、地域に開かれた環境づくりを進めます。
- ②学生等の実習生を受け入れ、社会福祉の専門職として活躍する人材の育成を図りながら、地域に開かれた環境づくりを進めます。
- ③地域住民の皆様との交流の場として、ふれあい広場での施設開放や、防災訓練を通して、松川荘を知っていただく機会をつくります。
- ④住民参加型の行事開催の際は、各種情報媒体により積極的に地域へ情報を発信します。

（５）楽しみの持てる食事提供

- ①個々の利用者様の心身の状態と嗜好に応じた栄養管理と、季節の行事に応じた行事食の提供等により、食べる楽しみと生きる喜びにつながる食事の提供に努めます。
- ②ソフト食を取り入れ、嚥下力や咀嚼力の機能低下した方も飲み込み易く、また、原材料の味や見た目を生かしながら季節感のある食事を提供します。
- ③安心・安全な食材の選定と、手作りにこだわった四季折々の旬の味の提供に努めます。
- ④毎月の誕生日会には特別メニューを提供し、誕生者のお祝いを行います。

（６）身体機能の維持と機能訓練の充実

- ①利用者様の状態に合わせ、残存機能の維持、生活リハビリを含めた訓練を実施します。
- ②柔道整復師等によるリハビリを毎週火曜日に実施し、残存機能の維持に努めます。
- ③音楽療法士による音楽療法セッションを月１～２回実施し心身の健康の回復、向上を図ります。

（７）ご家族との連携を深める取り組み

- ①ご家族と連携してよりよい施設運営を進めるため、年１回家族会総会を開催します。（６月）
- ②「松川荘だより」をご家族や関係者に送付し、施設の情報を提供します。

（８）利用者様とご家族のつながりを大切にする取り組み

- ①松川荘で開催される各行事のご案内を送り、ご家族の参加を促し交流の機会を増やします。
- ②利用者様やご家族の希望があれば、外出や自宅訪問を計画します。又、松川荘でご家族との食事会等を計画し、ふれあう機会を設けます。

（９）サービス満足度調査の実施

- ①更なるサービスの質の向上のため、介護保険事業を利用される利用者様、またそのご家族にサービス満足度調査を行います。

（１０）委員会の設置

- ①部署を越えた職員で構成される委員会を設置し、利用者様の生活の質向上のために活動します。

【設置委員会】

○法制度に基づく委員会

事故防止検討委員会／苦情対策委員会／感染症対策委員会／褥瘡防止委員会／身体拘束廃止委員会／喀痰吸引・経管栄養安全対策委員会

○松川荘独自の委員会

排せつ・入浴委員会／食事・口腔ケア委員会／行事・レクリエーション委員会／建設委員会

４、施設情報の発信

（１）「松川荘だより」の発行

- ①利用者様の生活の様子や施設内の出来事等を掲載した「松川荘だより」を発行し、施設情報の提供と、施設への理解促進に努めます。
- 発行回数：年３回（７月、１１月、３月）
- 配布範囲：松川町全戸／身元引受人／近隣福祉関係事業所

５、防災対策

（１）防災・防犯訓練の実施

- ①防災訓練を年２回、防犯訓練を年１回実施し、災害、防犯に対する職員の意識向上に努めます。
- 防災訓練：５月、６月（宗原原自治会の皆さんとの合同訓練）
- 防犯訓練：１１月

（２）災害用備蓄の整備

- ①大規模災害に備え、食料、飲料水、感染症対応用品、その他生活必需物資の備蓄に努めます。

６、社協組織の基盤強化

（１）基本理念の浸透と基本理念に基づく事業運営

- ①松川町社協の基本理念を職員に浸透させ、基本理念を原動力、拠り所とした事業運営を行います。

（２）財源確保・使途の明確化

- ①毎月の職員会議に於いて、介護保険動向と収支書を報告し、課題と分析を行い職員全員で利用率の確保と経費削減に努めます。

（３）特養松川荘の在り方検討Ⅶ、経営管理

- ①特養松川荘の施設老朽化に伴う今後の在り方について、行政と連携して検討をすすめます。

（４）職員の資質向上

- ①職員の技術と知識のさらなる向上のため、それぞれの分野の専門家を講師に招き、毎月研修会を開催します。
- ②職員の接遇向上を図るため、接遇研修を実施します。
- ③体系的な職員研修プログラムを研究し、構築します。
- ④職員の意識統一と資質向上のため、月毎に事故防止・接遇・人としての在り方・心の持ち方等に関する目標を設定し、毎朝唱和します。

令和3年度 松川町社会福祉協議会予算

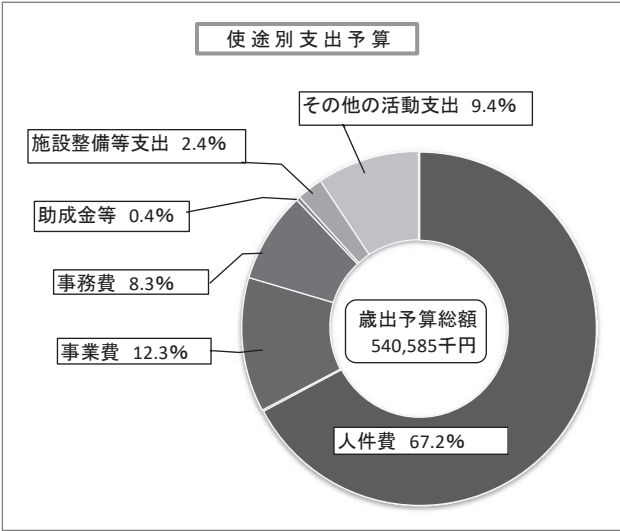
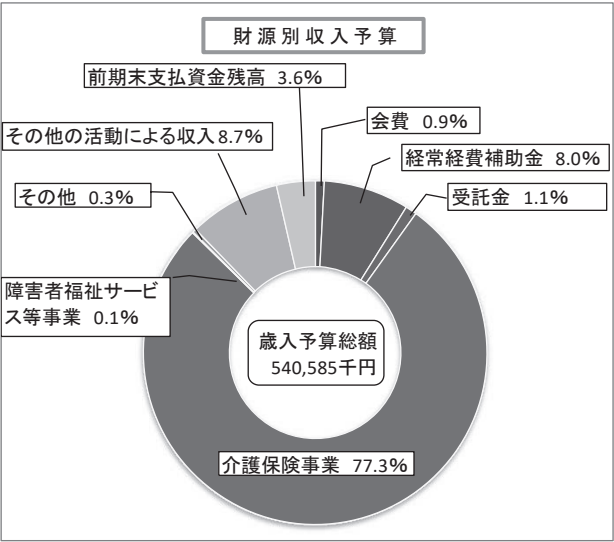
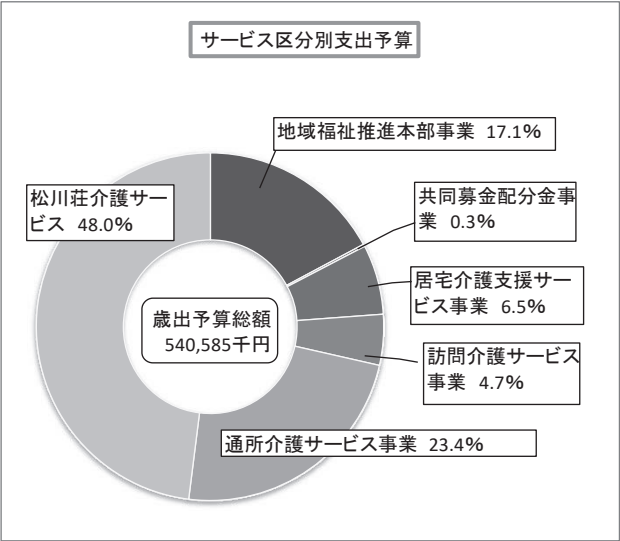
【一般会計】 総額 540,585千円

○ サービス区別の収入支出予算内訳 (単位:千円)

【収入内訳】		会費収入	経常経費補助金収入	受託金収入	介護保険事業収入	障害者福祉サービス等事業収入	その他	その他の活動による収入	前期末支払資金残高	収入合計
		4,660	43,352	6,095	417,909	600	1,694	46,698	19,577	540,585
拠点	【支出内訳】									サービス区分別支出計
社会福祉事業	地域福祉推進本部事業	4,660	41,850	6,095	2,750		465	36,698		92,518
	※共同募金配分金事業		1,352							1,352
	居宅介護支援サービス事業		150		34,739		110			34,999
	訪問介護サービス事業				25,121	600	10		0	25,731
	通所介護サービス事業				112,732		10	10,000	3,760	126,502
	松川荘介護サービス				242,567		1,099		15,817	259,483
支出合計										540,585

※上記の共同募金配分金事業は、令和2年度に皆様にご協力を頂いた募金の一部が県募金会より配分されます。

○ 科目別の構成比



【共同募金委員会予算】

(単位:円)

収入内訳	共同募金	交付金	繰越金	収入合計
	2,000,000	87,000	5	2,087,005
支出内訳				支出科目別合計
募金納入金	2,000,000		5	2,000,005
運営費		87,000		87,000
支出合計				2,087,005